

諮問番号：諮問第 242 号

答申番号：答申第 242 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当の額改定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 非該当者と判定された審査請求人の子（以下「本件児童」という。）は通信制の高校に通っているが、あくまでも通常の高校とは違い一般的にサポート校と呼ばれている学校で他の方からのサポートがないと通学できない状況である。

私生活でも今までと同様、他の人とのコミュニケーションがうまく取れず度々トラブルを発生させている。もともと、通院している病院の先生からの診断で自閉スペクトラム症の診断がされており、非該当理由の中に記述されている「日常生活は概ね自立しており通信制の高校に在籍し社会性も向上している」との記載には全く程遠い状況である。

食事の時なども家族とは一緒に取らず自分の部屋のベッドで食べ、食べ終わった食器はもちろんそのまま、ベッドの上でお菓子等も食べるものだからベッドの周りもそのゴミが散乱している。もちろんそのまま歯も磨かず寝てしまう。まだまだ小さな子と同じような行動しかまだできていない状況で、審査請求人たちが何回も同じ事をいうのも疲れ果て困難を生じている。

今後の生活や進路についても周りの人とのコミュニケーション不足や意思疎通ができなく不安を感じる。

少しでも病状が回復し自分のことは自分でできるようになってほしいと思うが、現状ではまだまだそのレベルまで病状は回復しているとは思えないので再度の審査

をお願いしたい。

(2) 処分庁は、受給資格等の認定に係る診断書と比較して問題行動の改善がみられると審査されていると弁明しているが、そもそも主治医からは治ることはない特性とされている。自宅、実家の近所の方からは毎回のよう「うるさい、親の育て方が悪い」等の言われ方をしている。

(3) 嘱託医師の判断理由等記入欄の記述について「日常生活は概ね自立しており、通信制の高校に在籍するなど社会性も向上、問題行動の面でも改善していて2級相当には該当しない」と記載されているが、そもそも2級判定を受けた時から日常生活等について改善しているとは全く思えないしその兆候すら見えず、将来的にも改善してくるとは思えない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(以下「認定要領」という。)2の(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うことを定めていることから、本件処分に係る障害の判定に違法又は不当な点がないか、本件児童の特別児童扶養手当認定診断書(以下「本件診断書」という。)の内容に基づき以下で検討する。

1 本件診断書において、本件児童の障害の原因となった傷病名は「自閉スペクトラム症」とされていることから、本件児童の障害の認定は局長通知の別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)第7節の2のEの区分に基づき行われるものであるといえる。

2 認定基準第7節の2のEは、2級の障害の状態を、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と定めているほか、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めると定めている。

本件児童においては、本件診断書では「発達障害関連症状」に関して、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」に該当した上で、「こだわりの強さ、思考の柔軟性の乏しさ、相手の意図のくみ取りにくさ、状況理解の低さ、字義どおりの理解、視線の合いにくさ、抑揚のない話し方、マイペースに過ごすなどを認める。」との記載や、「日常生活の能力の程度」に関して、洗面及び入浴が「半介助」、睡眠が「時々不眠」とされていること及び「医学的総合判定」において、「自閉スペクトラム症の特性を有し、日常生活や社会生活における支障を認め、周りからの支援を要する。」との記載が認められる。

これらのことから、本件児童の障害の程度は、認定基準第7節の2のEの(3)における2級である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当するとも考えられる。

しかし、本件診断書には、「これまでの発育・養育歴等」に関して、本件児童は現在通信制の高校に進学、在籍していること、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」に関して、本件児童は、精神症状又は問題行動及び習癖が認められないこと及び「日常生活の能力の程度」に関して、本件児童の食事、排泄及び衣服は「自立」と記載されている。

よって、処分庁が本件児童について、障害の程度が認定基準第7節の2のEの(3)における2級である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当しないと判断したことが、不合理なものとは認められない。

3 また、処分庁は、認定要領の3の(1)により置かれた医師の意見を聴取するという慎重な手続を踏んだ上で、上記のとおり判断しており、その判断が誤りであるということとはできない。

4 以上のとおり、処分庁が本件児童について、認定基準第7節の2のEの2級相当である「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しないとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年12月15日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年2月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給要件に該当する障害の程度については、法第2条第5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」と規定されており、各級の障害の状態に係る具体的な認定の基準については、認定要領及び認定基準に定められている。

また、認定要領の2の(4)では、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うこととされている。

処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定要領の3の(1)により置かれた医師の意見を聴取するという慎重な手続を踏んだ上で、対象児童は、認定基準第7節の2のEの2級相当である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しないと判断しており、その判断に不合理な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也